

さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会 加入のお願い

2010年12月8日、さいたま新都心郵便局集配営業課社員小林孝司さんが始業まもなく午前8時28分に作業事務室の4階から飛び降り亡くなりました。享年51歳でした。お連れ合いである明美さんと当時12歳、11歳、10歳の3人のお子さまが残されました。

2003年に全国に先がけて越谷郵便局にトヨタ生産方式が導入され、翌年にはさいたま新都心局もモデル局となりました。さいたま新都心局の集配課作業が立ち作業で、厳しい目標管理、時間管理、徹底した自己責任論が充満していることは周囲の郵便局に知れ渡っていました。

小林孝司さんは2006年（平成18年）に岩槻局から異動され、そうした環境にさらされる中で2008年（48歳）「うつ病」と診断を受けます。一ヵ月後に復帰しますが約半年後再び長期の病気休暇になるなど発症と復帰を3度繰り返しました。その間小林さんは社員申告書に異動希望を書き続け、産業医の面談でも訴え続けましたが「まだそんなこと言っているのか!」と一蹴されてしまいました。小林孝司さんの死亡の原因が高密度の作業管理と高圧的労務管理にあること、メンタルヘルス疾患に対する不適切な対応にあったことは明らかです。

孝司さんが亡くなられた直後から小林明美さんは原因追及の努力を続けられましたが、現在の国の認定基準は発症前おおよそ半年の事態に着目することから本件では2008年2月以前の証拠を集めなければならないなど立証が容易ではなく試行錯誤の時間が経過しました。事態は中原のり子さんの仲介により尾林芳匡弁護士の紹介を受けることで一変しました。弁護士（尾林弁護士、山添拓弁護士、青龍美和子弁護士）が組織され、本年4月2日には埼玉地方裁判所裁判官による証拠保全の手続きが取られました。

本会は、いよいよ開始された今後の法的措置の取り組みに向けてこれを支援するとともに、その活動を通じて二度と郵便局で同様の悲劇を繰り返さない職場をつくることを目的とし2013年6月7日に結成いたしました。今後広く会員みなさんのご協力をいただき、会費収入をご遺族の訴訟費用へのカンパとします。また、適宜に会報などを発行し必要な宣伝活動も継続します。数百名の会員を目指していますので、多くのみなさんの入会を心よりお願い申し上げます。

さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会
東京都千代田区外神田6丁目15-14
外神田ストーク502号 郵政共同センター内

☆会費の案内

個人会員 2000円（1口） 団体会員 6000円（3口）
ゆうちょ銀行振替口座 00180-2-386354 さいたま新都心局の責任を追及する会

-----キサトサ線-----

さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会入会申込書

入会年月日： 年 月 日 会費： 口 円（カンパ： 円）

お名前又は団体名	ご住所	電 話	メールアドレス
	〒		

*ゆうちょ振替用紙には、氏名、住所、金額等を明記ください。

*領収書は振替控えで代えさせていただきますが、別途必要な方はご連絡ください。